

豊岡市公共施設再編計画改訂業務 仕様書

第1章 総則

(適用)

第1条 本仕様書は豊岡市（以下「本市」という）が発注する「豊岡市公共施設再編計画改訂業務」（以下「本業務」という）に適用する。

(目的)

第2条 本市では、公共施設の老朽化に伴う多額の財政負担を軽減させ、施設サービスの水準を適切に維持するため、施設保有量の最適化（総量縮減）に取り組むこととしている豊岡市公共施設マネジメント基本方針及び豊岡市公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の計画的な再編を実行していくための計画として、豊岡市公共施設再編計画（以下「現計画」という。）を2016年11月に策定している。現計画は、2016年度から2025年度までの10年間を第1期の計画期間としている。

本業務は、現計画が期間終了を迎えることから、2026年度から2035年度までを計画期間とする、新たな豊岡市公共施設再編計画の策定を目的とするものである。

(準拠法令等)

第3条 本業務は、本仕様書及び下記の関係法令に基づき実施するものとし、本仕様書に定めのない事項について、受託者は本市とその都度協議し、その指示を受けるものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (3) 不動産登記法（平成16年法律第123号）
- (4) 豊岡市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年豊岡市条例第31号）
- (5) 豊岡市会計規則（平成17年豊岡市規則第54号）
- (6) 豊岡市契約規則（平成17年豊岡市規則第59号）
- (7) その他関係法令及び諸法規等

(契約の解除)

第4条 本市は、受託者が契約に定める義務を履行しないとき、又は履行にあたって不正な行為を行ったとき契約を解除する。その場合、委託料の全部又は一部を支払わないことができるものとする。

(一括委託又は一括下請けの禁止)

第5条 受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託、又は請負わしてはならない。

(疑義)

第6条 諸規程及び本仕様書に明示されていない事項について疑義が生じた場合、その都度受託者は本市と協議を行い、本市の指示に従い業務を遂行するものとする。

(秘密の保持及び情報保護対策)

第7条 本業務の遂行上の秘密の保持及び情報保護対策については次の事項に留意するものとする。

- (1) 受託者は、本業務遂行上で知り得た内容について、第三者に漏らしてはならない。また、個人情報はもとより、行政機密等について機密保持を目的とした情報管理の徹底に努めなければならない。
- (2) 受託者は、本市が貸与した資料について、破損・損失の無いよう適正に管理するものとする。

(成果品の瑕疵)

第8条 納品後、成果品に瑕疵が発見された場合、受託者は本市の指示に従い必要な処置を受託者の負担において行うものとする。

(配置技術者)

第9条 受注者は本業務の円滑な進捗と品質の確保を図るため、下記に記す技術責任者、担当技術者を個別に配置するものとし、兼務させてはならない。

- (1) 技術責任者 1名
以下に掲げるいずれかの資格を有する者を専任できること。なお、可能であれば認定ファシリティマネジャー（CFMJ）の資格も有する者であること。
 - ア 一級建築士
 - イ 技術士（建設部門：都市及び地方計画）
 - ウ 技術士（総合技術監理部門：建設一都市及び地方計画）
- (2) 担当技術者 必要数
本業務の遂行のために必要数配置すること。可能であれば前号のア～ウに掲げるいずれかの資格と認定ファシリティマネジャー（CFMJ）の資格を有する者を配置すること。

(完了及び検査)

第10条 本業務の途中においても、本市は必要に応じて随時本仕様書に基づき検査を行い、不備な箇所について必要な指示を与えることができる。その結果、訂正等の指示を受けた場合、速やかにその指示に従わなければならない。

(納期及び納入場所)

第11条 本業務の納期及び納入場所は、以下のとおりとする。

- (1) 納 期 2026年3月25日（水）
- (2) 納入場所 豊岡市役所 行政管理部 資産活用課

第2章 業務内容

(対象施設)

第12条 本業務の対象施設は、本市が保有する公共施設のうち、現計画において第2期計画以降に方向性を示すとしている施設、現計画の策定後に新たに本市の施設になった施設など約90施設とする。なお、結論を先送りした施設及び再度検討する必要性が高い施設についても適宜対象に含める。

(業務内容)

第13条 本業務の業務内容は、次のとおりとする。

(1) 計画準備、資料收集整理

作業開始前に工程、業務内容、体制等を明記した業務計画書を提出するとともに、本業務の実施に必要となる資料収集を行う。

公共施設に関する情報は、施設カルテの情報（豊岡市公共施設マネジメントシステムに登録されている情報）を一括して提供する。

(2) 対象施設の現状把握

施設カルテの情報をもとに、現計画策定後の公共施設の異動（新築、譲渡、除却等）の整理を行うとともに、当該施設の一覧、床面積、耐震性の有無、築年数、構造・階数、利用・運営・コスト等の状況、人口推移や災害ハザードの有無等の立地状況を把握し、類型別に整理する。

また、本市のこれまでの公共施設マネジメントの取組を把握・整理する。

(3) 市民意向調査

市民の施設サービス（機能）に対するニーズや公共施設再編に対する意向を把握するため、市民2,000人を対象とするアンケートを実施する。

調査票の配布は郵送方式、回収はWEB方式又は郵送方式のいずれでも行えるものとし、調査票（案）の作成・印刷、調査票の配布・回収、調査結果の集計及びとりまとめを行う。

（発送・返送用の封筒及び宛名ラベルについては、本市から提供する。また、発送及び返送にかかる郵送料は本市の負担とする。）

(4) 施設所管課へのヒアリングの実施

対象施設を管理している各所管課に対してヒアリング（ヒアリングは、必要に応じて対面で行うこと）を次のとおり実施し、各施設の定量的・定性的な評価を行う。

ア 現計画に位置付けられる個別施設の方向性について、取組の実施状況や実施にあたっての課題、個別施設計画に基づく対策の実施状況を把握し、現計画の評価を行う。

イ 対象施設について、施設の必要性や有効性等の視点で点検・評価を行う。

(5) 公共施設再編計画改訂（案）の作成

2022年3月に策定した地域デザインプランを活用するとともに、市民意向調査や施設評価の結果を整理し、公共施設再編計画の改訂（案）を作成する。公共施設再編計画改訂（案）の作成は、次のとおり行う。

ア 現計画のデータの時点修正、必要に応じて構成等の見直しを行う。

イ 個別施設の方向性は、「建替」・「継続」・「転用」・「譲渡（民間移管）」・「廃止」・「移転」
「統合」・「検討」等について、対象施設毎に整理する。

ウ 現計画の策定から9年が経過していること、また昨今の物価上昇により更新費用が
計画策定当時より上昇していることが見込まれるため、更新費用の再算定を行う。

エ 基本構想・市政経営方針、人口ビジョン・総合戦略、その他関連計画との整合を図
る。

(6) 庁内会議の運営支援

公共施設等マネジメント推進委員会の運営支援（1回を想定）として、公共施設再編計
画の改訂に向けた会議資料の作成等を行う。

(7) パブリックコメントの実施支援

パブリックコメントの実施支援として、市民から得られた意見に対する回答（案）の作
成等を行う。

(8) とりまとめ

上記までの検討・整理した内容を取りまとめた、豊岡市公共施設再編計画（案）及び業
務報告書を作成する。

(9) 打合せ協議

業務着手時、業務中間時（3回）、成果物納入時の計5回の打合せを実施する。なお、
業務着手時と成果物納入時は対面、業務中間時はWEB形式で行う。

（成果品）

第14条 本業務の成果品は、全て電子媒体で納品することとする。

- (1) 業務報告書（市民アンケート結果を含む）
- (2) 豊岡市公共施設再編計画
- (3) 庁内会議の運営支援資料
- (4) 打合せ記録簿
- (5) その他本業務で作成した資料など本市が必要と認める資料